

死刑執行に強く抗議し、

全ての死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める会長声明

2018年7月6日、いわゆるオウム真理教事件に関与したとされる死刑囚のうち、東京拘置所において3名、大阪拘置所において2名、広島拘置所において1名及び福岡拘置所において1名の合計7名に対して死刑が執行された。同日中に執行された者がこのように多数にのぼることは極めて異例である上、そのうち6名は再審請求中であり、心神喪失の疑いのある者も含まれている。2017年12月に上川陽子法務大臣が就任して以降2回目の執行であり、第2次安倍内閣発足以降13回目で、執行された者は合計28名にのぼる。

一連のオウム真理教事件では、約30名の死者と6500名以上の負傷者が出ており、今なお多数の人々が後遺症等に苦しんでいる。これらのご遺族や被害者の方々の苦しみを決して忘れることなく、被害者救済のための努力をあらゆる方面で続けていかなければならない。

しかし、再審請求中の者に対する死刑の執行は、司法判断を受ける死刑確定者の権利と判断を行う司法の権限をいずれも無視するものであり、生命剥奪という究極の刑罰である死刑の正当性について、手続保障の観点からとりわけ深刻な問題を提起するものである。

また心身喪失の疑いのある者に対する死刑の執行は、心身喪失の状態にある死刑確定者に対する執行の停止を定めた刑事訴訟法479条1項に違反するおそれがあり、日弁連も人権救済申立手続において本年6月15日付けで死刑の執行停止を法務大臣宛てに勧告していたところである。

人権保障の国際的な広がりとともに、世界で死刑を廃止又は停止する国は増加の一途をたどっており、2017年12月末現在142か国と全世界の3分の2以上を占めるに至っている。先進国グループであるOECD加盟国中、死刑制度を存置し、国家として統一して執行を続けているのは日本だけという状況である。2014年12月18日には「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める国連総会決議が117か国の賛成により採択されている。日本政府は、国連の人権(自由権)規約委員会や拷問禁止委員会等から、死刑執行の停止と死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を繰り返し受けているところ、今回の死刑執行に対しては、EUの駐日代表部とヨーロッパ各国の駐日大使が日本政府に対し、死刑執行を批判し死刑制度の廃止に向けて動くよう働きかける共同声明を発表している。

日本において、死刑判決が確定した後に再審で無罪となった事件は4件もある。誤判・えん罪をなくす努力を全力で続けるべきことは言うまでもないが、裁判は人間が行うものである以上、誤判の危険性を完全に排除することは困難である。無実の者が処罰されることがあってはならず、とりわけ、生命を奪われることは取り返しがつかない。

2014年11月に内閣府が実施した世論調査において、「死刑もやむを得ない」との回答は80.3%にのぼるが、そのうち40.5%は状況が変われば将来は死刑を廃止して良いとする考えに賛成であり、必ずしも国民世論の圧倒的多数が積極的に死刑に賛成しているとはいえない。

大切な人を犯罪によって奪われた被害者遺族が、罪を犯した者に対して死刑を望む心情は十分に理解できるものである。しかし、必ずしも全ての被害者遺族が死刑を望むわけではなく、また時の経過とともに心情が変化する場合もある。今回の死刑執行についても、被害者遺族から、死刑執行は当然との声がある一方で、「死刑であっても人の命を奪うことは嫌だという気持ちがある」「今後のテロ防止のためにも死刑確定者にもっと話してもらいたかったが、それができなくなったという心残りがある」といった声も上がっている。死刑が、被害者遺族を含む社会全体が求める真相解明や謝罪、償いの道も閉ざしてしまっていることを、改めて痛感するところである。

日弁連は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すこと等を国に対して求めた。

当会は、日弁連とともに、これまで死刑執行の都度抗議を行い、会内外において公開シンポジウムや勉強会、意見交換会を重ねて死刑制度に関する理解や議論を深めてきた。そして本年6月29日の定期総会において、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにし、国に対し、死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止し、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める決議を採択したところであった。

その直後の今回の死刑執行に、当会は改めて強く抗議するとともに、国に対し、全ての死刑執行を直ちに停止し、死刑に関する情報開示や死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方についての議論を含め、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める。

2018年(平成30年)7月24日

宮崎県弁護士会
会長 山崎真一郎

